特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清須市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

_

評価実施機関名

清須市長

公表日

令和4年3月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務				
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務				
②事務の概要	・児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、中学生修了まで(15歳になって最初の3月31日を迎えるまで)の国内に住所を有する児童を対象として、その児童の監護を行う保護者に児童手当を支給するものである。ただし、前年の所得(1月から5月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。)が政令で定める額以上であるときは、児童手当の支給はなく、特例給付を支給するものである。 ・本事務における特定個人ファイルは、以下の事務に使用している。 ①父母指定者の届出の受理 ②父母指定者の届出に係る事実の審査 ③受給資格者からの認定の請求の受理 ④認定の請求に係る事実の審査 ⑤児童手当の額の改定の請求又は届出の受理 ⑥児童手当の額の改定の請求又は届出に係る事実の審査 ⑦現況の届出に係る事実の審査 ③現況の届出に係る事実の審査 ③現況の届出の受理・確認 ⑪住所等の変更の届出の受理・確認 ⑪住所等の変更の届出の受理・確認 ⑪を給資格者からの受給事由消滅の届出に係る事実の審査 ③未支払の児童手当の請求に係る事実の審査 ③未支払の児童手当の請求に係る事実の審査 ⑤未支払の児童手当の請求に係る事実の審査				
③システムの名称	児童手当システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル:	名				
受給者台帳情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の56の項				
4. 情報提供ネットワークシ					
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				

番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で定め る事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二の主務省令」

という。)

②法令上の根拠

【情報照会の根拠】 番号法別表第二の74,75の項

番号法別表第二の主務省令第40条

【情報提供の根拠】

番号法別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手

当関係情報」が含まれる項(26,30,87の項) 番号法別表第二の主務省令 第19条,第44条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署 健康福祉部子育て支援課

②所属長の役職名 子育て支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

清須市 総務部 総務課

452-8569 愛知県清須市須ケロ1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

清須市 健康福祉部 子育て支援課 452-8569 愛知県清須市須ケロ1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か			1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	12年4月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	5書]		1) 基 2) 基	択肢> 礎項目評価書 礎項目評価書及び 礎項目評価書及び	重点項目評価書 全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	を機関に	ついては、それぞれ <u>重</u>	[点項目評	価書又は全項目評価	5書において、リスク 	7対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特i 2) 十:	択肢> に力を入れている 分である 題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特 2) 十: 3) 課;	択肢> に力を入れている 分である 題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特i 2) 十:	択肢> に力を入れている 分である 題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの)取扱い	の委託			[0]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	1) 特i 2) 十:	沢肢> に力を入れている 分である 題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	クシステム]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	1) 特i 2) 十:	沢肢> に力を入れている 分である 題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しなし]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特(2) 十: 3) 課	択肢> に力を入れている 分である 題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	1)特(択肢> に力を入れている 分である 題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・注	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	1) 特(2) 十:	択肢> に力を入れている 分である 題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監			
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	1) 特(2) 十:	択肢> に力を入れて行って 分に行っている 分に行っていない	こいる		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	健康福祉部次長兼子育て支援課長 林 耕司	健康福祉部子育て支援課長 加藤 久喜	事後	部署異動に伴うもの
平成29年1月10日	報ファイルの取り扱いに関す		丁目6番地1 452-8569 愛知県清須市須ケロ1238番地		庁舎移転に伴うもの
平成30年5月21日	I 関連情報 5評価実施機関 における担当部署 ②所属長 の役職名	子育て支援課長 加藤 久喜	子育て支援課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
平成31年1月1日	Ⅳリスク対策		Ⅳリスク対策を追加	事後	特定個人情報保護評価指針 の改正に伴うもの
令和2年6月30日	IIしきい値判断項目 1対象 人数	平成27年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年6月30日	IIしきい値判断項目 2取扱 者数	平成27年4月1日	令和2年4月1日	事後	
	の開示・訂正・利用停止請求		清須市 総務部 総務課 452-8569 愛知県清須市須ケロ1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	事後	